

改正

平成29年3月27日条例第3号

平成29年6月30日条例第20号

令和6年3月27日条例第4号

明石市個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

- 2 別表の左欄に掲げる機関は、規則で定めるところにより、同表の右欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該機関が保有する特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、規則又は教育委員会規則で定めるところにより、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、利用特定個人情報その他当該事務を処理するために必要な特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月30日条例第20号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日条例第4号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を

改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表の改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和54年条例第16号）による母子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	明石市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第23号）による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第4号）による重度障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	明石市高齢期移行者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第3号）による高齢期移行者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	高齢重度障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	明石市営住宅条例（平成9年条例第29号）による準公営住宅（同条例第2条第4号に規定する準公営住宅をいう。）及び特別市営住宅（同条第5号に規定する特別市営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの